

静岡県熱海市「別荘等所有税」の更新

静岡県熱海市から協議があった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される熱海市別荘等所有税の概要は以下のとおりです。

課税団体	静岡県熱海市
税目名	別荘等所有税（法定外普通税）
課税客体	主として保養の用に供する家屋又はその部分等 （以下「別荘等」という。）
課税標準	別荘等の延面積
納税義務者	別荘等の所有者
税率	1平方メートルにつき 年額 650 円
徴収方法	普通徴収
収入見込額	（初年度）529,796 千円 （平年度）528,180 千円
非課税事項	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区
徴税費用見込額	年間約 17,217 千円
課税を行う期間	5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

令和2年12月17日 熱海市議会にて条例案可決

同 年12月18日 総務大臣協議

令和3年3月16日 総務大臣同意

（同 年3月31日 条例施行予定）